

ロシア連邦大統領令

2022年2月28日付大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」および2022年3月18日付大統領令第126号「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」の変更について

1. 2022年2月28日付大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」（ロシア連邦法令集、2022年、第10号、掲載番号1465；公式法令ポータルサイト（www.pravo.gov.ru）、2022年5月24日 No. 0001202205240001）に以下の変更を加える：

a) 第2項を以下の内容に変更する：

「2. 居住者—対外経済活動参加者は、非居住者との間に締結され、非居住者への商品の引き渡し、非居住者へのサービスの提供、非居住者のための役務の実施、知的活動成果に対する排他的権利を含む同成果の非居住者への引き渡しを定めた対外貿易契約に基づいて、公認銀行の彼らの口座に振り込まれた外貨金額の、ロシア連邦外国投資実施状況監督政府委員会が定める金額を、ロシア連邦中央銀行理事会が定める期限内に売却する義務を負う。」；

b) 第4の1項を以下の内容に変更する：

「4の1. ロシア連邦中央銀行理事会に対して、居住者である対外経済活動参加者が外貨の売却義務を履行する期日につき、これを本令第2項にしたがって定めるところのものとは異なるものに設定する権限を与える。」。

2. 2022年3月18日付大統領令第126号「ロシア連邦の財政安定保障のために外貨規制に関して行う経済的な追加暫定措置について」（ロシア連邦法令集、2022年、第12号、掲載番号1808）に以下の変更を加える：

a) 第4項「a」号を失効したものとみなす；

b) 第9項「a」号を以下の内容に変更する：

「a) 2022年2月28日付けロシア連邦大統領令第79号『アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について』第2項の要求事項の履行を、居住者である対外経済活動参加者が、同項にしたがって定める金額とは異なる金額をもって行うことに対する許可を発行する；」。

3. 本大統領令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年6月9日

第360号